





のあせんをしておるのでございま  
す。来ない人の実情までは労働省の職

安の方ではちょっと手が伸びませんの  
で、調査をしてないだろうと思います  
が、私もその点は今まで調査をするよ  
うに命じたこともございません。  
○山下義言吉　いや、大臣はこしま一

きやならぬ。大体の方向だけは私は  
知つてなくちやならぬと、こう思うの

○国務大臣(西田隆男君) さつき御答  
弁申し上げたように、私は実際問題と  
してそういうことを詳細に知つておあり  
ませんが、今はまだ未だございません。全国

○政府委員(江下孝君) 別で、」かひさせ  
す。

○高長とみ君 総計をちょっとおつしやつていただきたい。大体の、昨年度の総計を、三割とうう……。

○政府委員(江下孝君) まあ職業補導所は一度支拂ふ事でござりますまい。(こよ三月三日)

日の質疑はこの程度にいたしまして、  
残りは次の機会にいたしたいと思いま

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

初発患者が出ましてから五月二十五日までこの患者が三百二十名、うち死亡一百

一名ございまして、保菌者検索によれば、  
して、一万五百三十四人の中から保菌者  
を三百五十三名検出してゐるのでござ  
いまして、その症状は、比較的軽症の

的に抽出調査をした結果によりますと、  
いうと、失業対策事業に従事している  
うちの二割が生活保護世帯だと、毎月  
あるいは月一回以上、

月に一冊新草紙に「きかしては三万五  
千でござりますが、このうち私の、今  
ちよつと手元の資料を探して、あとで  
御返事申し上げますが、大体三分の一  
までござります。」

〔速記中止〕

が、詳細にわかつたら一つ職安局長か  
が、人たちは生活保護世帯に転落してゐる  
かといふ数字は、詳細にまだわかつて  
いない。このへうことでござるまづ

○山下義信君 今私の聞いた第三国人の数はどのくらいですか。  
○政府委員(江下孝君) 約一万五千でござります。

次に、社会保障制度に関する調査を議題いたしまして、厚生省関係、特に赤羽ア防注射等に関する件を問題といたします。

○政府委員(江下義孝君) 連絡をしまし  
て……。  
○山下義信君 厚生省とよく連絡する  
方がいいですね。——この失業対策の

○山下信吉 民は次回に今度ばかり  
家内作業指導所ですか、大変これはい  
いと思ひます。この計画や、その他関  
連して労働省はこの失業者のいろい  
ろ、何といふか、職業指導、職業あつ

○委員長（小林英三君）　御異議ないも  
う質疑のお申し出がござりますから、  
本件の調査を進めることにいたしたい  
と思います。御異議ございませんか。

○國務大臣（西田隆男君） 入つております。  
中には第三国人は入りますか。  
○高良とみ君 関連質問。失業の数が  
出ておりますが、そのうち婦人の数は  
ます。

せん そういう面からいろいろと考え  
て、また失業者の生活状態や将来のこ  
とをいろいろ考えて、いるそういうふた内  
職関係、職業補導関係で、次回に私が  
乗りりたいふと思ひますから、予告して

のと認めます。榎原君。  
○榎原享君 私はまず厚生当局にお伺  
いいたしたいのであります、最近群  
馬県沼田市におきまして、水道の中に  
牛糞等が入つてござり、牛糞等

○政府委員(江下孝君)　最近の抽出調査、これはまだ正確にまとめておりませんが、三割もよほどいやだいかと思ふ。

おきます。私の質問を.....  
○高良とみ君 この次に資料をお出し  
になりまするときだ、審議庁が何かお  
出しになるときに、昨年度までの婦人

赤痢菌の蔓延があるといふよくなこと

○高萬とみ君 それもやはりこの職安  
へ職を求めて来た婦人の数だけと了承  
してよろしくうございましょか。  
○政府委員(江下孝君) さようでござ

で職業補導所へ来た人の数、年次的な数、それから職業補導所へ来た人の数、そういうもののいろいろこまかい数字をお出し願えますと、今度の家事指導所のカバーし得るであろうという婦人の数

でありまして、厚生省とされどは、何とか通牒をお出しになつたといふようなお話をありますべく、その実情を簡単に御報告をお願いいたしたいと思います。なおいろいろ時間が長くなると御

○高畠とみ君 それからその職業補導所に来た人たちもある程度の失業者ですが、それは加算されておりますか、

も大体理解できると思うので、どうぞ  
その資料を性別にお出し願いたいと思  
いますので、要求いたしておきます。  
○委員長（小林英三君）なお、皆さん  
お詫びしますが、傍聴者関係り、本

迷惑でありますから、簡単に要点をつかんでお話を願いたいと思います。  
○政府委員（山口正義君）　ただいまお尋ねの群馬県沼田市の赤痢集団発生でござりますが、これは五月の十四日ご

ばかり、二十八年に五、六件、二十九年にも七、八件というように、水系によると思われます赤痢の集団発生が、赤痢並びに伝染赤痢症の集団発生が出ておりますので、私ども水道は、防疫上の立場から、伝染病予防の立場から、不純な水を流すということは保健衛生上不適当でございますので、そういう立場から水道を普及していかなければならぬといふ立場に立つておりますときに、このような水系感染による伝染病の集団発生があるということは、まことに申しわけないことでござりますので、こういうことが今後起らぬよう、私ども重々注意をして参らなければならぬと、いうふうに考えておるわけでござります。それでは、いま御指摘のございました今回の沼田市の原因はまだ検討しなければならない点がござりますけれども、これから夏季に向いまして伝染病の、消化器伝染病の流行いたします時期でござりますので、そういう点を特に注意しなければならないという意味合いから、水道の管理面についても特に注意をするようとに、いよいよ通知を出したわけですがござります。

○神原亨君 私はしらうとで何にもわからないのでありますから、水道を消毒しましましたら赤痢菌はおらなくなるのであります。今までおあげになりますが、今お

あげになりましたものは、沼田市は今言つたような実情を調査中であるそろであります。赤痢並びに伝染赤痢症の集団発生が出ておりますので、私ども水道は、防疫上の立場から、伝染病予防の立場から、不純な水を流すということは保健衛生上不適当でございますので、そういう立場から水道を普及していかなければならぬといふ立場に立つておりますときに、このような水系感染による伝染病の集団発生があるということは、まことに申しわけないことでござりますので、こういうことが今後起らぬよう、私ども重々注意をして参らなければならぬと、いうふうに考えておるわけでござります。それでは、いま御指摘のございました今回の沼田市の原因はまだ検討しなければならない点がござりますけれども、これから夏季に向いまして伝染病の、消化器伝染病の流行いたします時期でござりますので、そういう点を特に注意しなければならないという意味合いから、水道の管理面についても特に注意をするようとに、いよいよ通知を出したわけですがござります。

○政府委員(山口正義君) 水道の消毒につきましては、塩素滅菌をいたしまして、病原菌を殺すという措置をとつておられます。そういたしまして、今おあげになりましたものは、沼田市は今言つたような実情を調査中であるそろであります。赤痢並びに伝染赤痢症の集団発生が出ておりますので、私ども水道は、防疫上の立場から、伝染病予防の立場から、不純な水を流すということは保健衛生上不適当でございますので、そういう立場から水道を普及していかなければならぬといふ立場に立つておりますときに、このような水系感染による伝染病の集団発生があるということは、まことに申しわけないことでござりますので、こういうことが今後起らぬよう、私ども重々注意をして参らなければならぬと、いうふうに考えておるわけでござります。それでは、いま御指摘のございました今回の沼田市の原因はまだ検討しなければならない点がござりますけれども、これから夏季に向いまして伝染病の、消化器伝染病の流行いたします時期でござりますので、そういう点を特に注意しなければならないという意味合いから、水道の管理面についても特に注意をするようとに、いよいよ通知を出したわけですがござります。

○政府委員(山口正義君) 先ほど申し上げました水系感染の例でございますが、ごく一部のものをおきましては、大体会社その他の専用水道でござりますので、こういふ事態を起しました所には滅菌の措置が講じてなかつたといふようなことが認められているのでござります。

ありましょうか。これは御承知のように刑法におきましても、水道を汚穢した者につきましては、休刑もしくは罰金刑に処するというのが刑法にあるわけです。それで保健所がその職業上の過失でございましても、明らかにこれが刑法に触れると思うのであります  
が、その点はどんなふうな処罰をされましたか。

以上は、それに塙素滅菌をすべきであるといって監督していなければならぬ保健所が、その監督を怠つたために、業務上の過失として赤痢菌が入つたとすれば、明らかに刑法に触れる問題だと思うのですが、あなたは刑法に關係ないとおっしゃられるのですか。また当局といふされましても、そういう信賞必罰と申しますか、大体責任の所在をはつきりさせめてやるということは、

ある。一般の公衆の用に供するようなものに対しても、故意にいわゆる公衆衛生に危害を与えるような行為をした犯罪に対しては、今朝原委員の指摘した刑法上の条文がある。それらについてのその監督はそれぞれ所管の行政機関がある。それで保健所が監督する範囲といふものは、私はおのずからちゃんときまつたものがあろうと思うので、かれこれ混同してピントのはずれたよ

したものは、塩素滅菌をしていなかつたということでござりますか。

○政府委員(山口正義君) 先ほど申し上げました水系感染の例でございますが、ごく一部のものを除きましては、大体会社その他の専用水道でござりますので、こういう事態を起しました所には滅菌の措置が講じてなかつたというようなことが認められているのでござります。

○榎原亨君 今まで、今回お出しになりましたよな通牒をお出しになります。したことがありますか。

○政府委員(山口正義君) 出しました日にちにつきましては正確にただいま手元にございませんで申し上げかねますが、通牒を出しておりますし、またこの水道管理につきましては、しばしば講習会を実施いたしまして、措置を講じているわけでございます。

○榎原亨君 次回までにその通牒をお出しになりました内容と日にちを資料としてお出しを願いたい。

統いてお尋ねいたしたいのですが、会社の本道にいたしましても、何にいたしましても、これを管理、監督いたしておられるところはどこでござりますか。保健所でござりますか。会社だからもう保健所も何も見ずにおられるというんでしようか。

○政府委員(山口正義君) 衛生面の点につきましては、所管の保健所がいろいろ指導しているわけでございます。

○榎原亨君 そういたしますと、すでに今までさうな不祥事が起つてゐるのありますするが、これらについて監督の責任にある保健所長並びに当該監督官ですか、何ですか知りませんが、その人たちをどういう処罰をされたで

ありますよろか。これは御承知のよう  
に刑法におきましても、水道を汚穢し  
た者につきましては、休刑もしくは罰  
金刑に処するというのが刑法にあるわ  
けです。それで保健所がその職業上の  
過失でございましても、明らかにこれ  
は刑法に触れると思うのであります  
が、その点はどんなふうな処罰をされ  
ましたか。

○政府委員(山口正義君) 現在までの  
ところ、処罰した例はないのでござい  
ますが、これは先ほど申し上げました  
ように専用水道でございまして、その  
管理の責任は事業主自体が持つており  
まして、水道法の中に規定がないので  
ござります。

○鶴原亨君 刑法百四十二条から百四  
十七条に至りますまでの条項に、保  
健所の人たちはそれに関係ないとおつ  
しゃるんですか。刑法第十五章に「飲  
食水ニ関スル罪」というところに明ら  
かにそのことが書いてあると思うので  
すが、保健所の人たちは責任がないと  
いうのですか。

○政府委員(山口正義君) ただいま御  
指摘の点は、まことに御指摘の通りで  
ござりますが、今まで実際、先ほどか  
ら申し上げております集団発生のあり  
ましたときに、その原因の追及等今まで  
いたして参つておつたのでござります  
が、実情をなかなかはつきり、どこ  
にどういうふうな欠陥があつたかとい  
うことをつけにくいくらいの場合が多いので  
ございまして、これが会社の私のもの  
でござりますので、その点十分なこと  
ができなかつたのでござります。

○鶴原亨君 それがたとえ会社でござ  
いましても、町でございましても、私  
の住宅でございましても、水道である

以上は、それに塩素滅菌をすべきであるといって監督していかなければならぬ保健所が、その監督を怠つたために、業務上の過失として赤痢菌が入ったとすれば、明らかに刑法に触れる問題だと思うのですが、あなたは刑法に關係ないとおっしゃられるのですか。また国鉄と同じで、国鉄の紫雲丸が沈んで總裁がやめるのと同じことじゃないか。それはどういうことですか。保健所ができるときには、保健所法を議会を通過させるときには、責任なんといふものは、わざか六年たつたらなくなるというお約束だつたが。それが今日に至つて厚生省が赤痢菌をばらまいてゐる。そういうことで、一つもその責任者は処罰しておらない。刑法にふれる処罰だけじゃない。その保健所長を処罰しております。

ある。一般的の公衆の用に供するようなものに對して、故意にいわゆる公衆衛生に危害を与えるような行為をした犯罪に対するは、今榎原委員の指摘した刑法上の条文がある。それらについてのその監督はそれぞれ所管の行政機關がある。それで保健所が監督する範囲といふものは、私はおのずからちゃんときまつたものがあろうと思うので、かれこれ混同してピントのはずれたような答弁をここにしておくと、あとで取り返しがつかないことになる。それで榎原委員の指摘された、提起されたそれらの事例といふものはどういうケースか、どういうものか、よく質問の要旨を検討して、そうして調査の上私は答弁を求めたいと思う。ここで答弁に困っている状態を見ていると、興味があるが、そういうことでは意味をなさない。これは非常に重大な問題だから、確信のある答弁を、ことに法律問題等にからんでくると、いろいろ研究をしてみなければならぬ点もあるのではないかと思うので、よく委員の質問を当局は聞いて、そこで場当たりな、おざなりの答弁をしないで、今までの答弁はおざなりと申したのではないが、若し間違つておって、質問の要旨を取り違えて、間違つた答弁をしては重大でありますから、よく慎重に調査して答弁したらどうですか。



後一たん減少いたしました赤痢が、非常にまた蔓延して参りましたので、その対策の一つとして、腸チフスに予防接種がござりますように、赤痢にも予防接種が考えられれば、防疫対策の一つの有力な手段になるのではないかということと、それぞれ専門の学者に検討してもらいまして、昭和二十六年、二十七年は主として研究室内の検討を加えてもらいました。大体ある程度の免疫効果を得られる、そして副作用もごくわずかであるということで、昭和二十八年から一般の希望者にこれを注射する、接種するということを始めたわけでございまして、その際に、最初にはその製法にロザンカリ・ワクチン、それからクローネ・ワクチン、それからアルコール・ワクチンと処理方法はいろいろになつておりますが、ロザンカリ・ワクチンは二十八年の最初だけでやめしましまして、その後クローム・ワクチンとアルコール・ワクチンと両方を使つてゐるわけでございます。

まして、昭和二十六年、二十七年（一九五一年）に年間にわたりまして、研究室内でいるいろいろ検討されませんでした際の結論といたしまして、ロザンカリ・ワクチン、クローネム・ワクチン、アルコール・ワクチソ、三種を採用するのがいいのではないかという学者の方々の御結論になりましたので、そこで二十八年から大々的に、大々的と申し上げましては言葉が悪いかも知れませんが、一般的に希望者の方に実施するということになつたわけであります。

○柳原亨君 それでは次回までにこのクローム・ワクチンについての反対の意見の発表があるならば、その内容を資料としてお出しいただきたい。

次に、お尋ねいたしますが、今度の副作用、副作用とおっしゃいますが、この副作用は普通私どもがワクチンを注射しました場合の副作用の限界として認めせられる程度のものでござりますか。その限界を逸脱しているものでござりますか。お伺いいたします。

○政府委員（山口正義君） 個々の例につきましては、たとえば腸チフスのワクチンを注射します場合に、まあ人によりまして非常な高熱を出して苦しむ方もございます。しかし発熱の全体に対する率からいたしますと、普通的一般に認められる率よりも非常な高率になつてゐるわけでござります。

○柳原亨君 聞くところによりますと、うのであります。それがほんとうでござりますか。それが一つと、もう一つは、皮下注射をされましたのは、今

まで何人の方にされました実験に基きましたとして、今度皮下注射をせよといふ御指令を出されましたか。

○政府委員(山口正義君) 第一点の、従来皮内接種をやつておりましたのを、皮下接種に変えたという点でござりますが、この点につきましては、従来皮内接種を実施いたしておりましたのは東京都だけでございます。ほかの県、数県でやつてるのでござりますのが、皮下接種でございます。それで厚生省が〇・四に指命をしたかどうかということでございますが、これはその製造並びに検定の責任に当つている専門家の方々の御意見で、免疫効果を上げるために、〇・四を皮下接種するのがいいということで、厚生省と地方庁と連絡いたしまして、そういうふうに実施してもらつたということになります。

○橋原亨君 今まで子供に〇・四皮内注射をされました人数は何人ありますか。

○政府委員(山口正義君) 正確な数字を申し上げかねますることまさに申しあげございませんが、今まで実施いたしましたのが、昭和二十八年が約十万人、それから二十九年が十五万人でござりますが、そのうち東京都で実施いたしておりましたものを除きまして、あとは皮下接種を実施いたしております。

○柳原寧君 くどいようですが、それは〇・四ずつ注射をされましたのですか。

○政府委員(山口正義君) 〇・四CCC

すつでござります。

○橋原亨君 今度この注射をされますにつきましては、東京都内の方を選ば

○政府委員(山口正義君) この今回の東京都で実施いたしました予防接種の実施主体は東京都でございますので、なぜこの北多摩郡の村山、砂川小学校を選んだかということにつきましては、私承知いたしておりますところでは、從来昭和二十九年一二九年一二九年にわたって実施いたしております東京都の衛生当局が、東京都下の市町村から希望者を選びまして、そうして予防接種を実施してほしいという所にこの接種を実施いたしておりますので、そういう意味でこの村山、砂川両校の所在地の市町村から希望があつたもの、そういうふうに理解しております。

それから父兄の了解を得たかどうかということにつきましては、学校とも十分よく相談いたしまして、父兄の了解を得て今度の予防接種を実施いたしておりますのでござります。

○鶴原亨君 新聞に出たところによりますと、東京都の中央においてやりますならば、外食などのことで実験がうまくいかぬ。従つて村山とかあいう所でやつた方がいいと、いうことが新聞に出ておりますが、そういうことはありませんですか。

○政府委員(山口正義君) 私の承知いたしておりますのでは、そういう理由はないと承知いたしております。

○柳原亨君 このワクチンを製造されます場合におきましては、もちろんこれは薬剤師がなすつておられると思うのですが、そのワクチンを製造しておられる薬剤師の名前を一つ承わりた  
い。

○構原亨君 そうしますと、それは薬事法に違反しておるんじやありませんか。

○政府委員(高田正巳君) 私からお答えをいたしますが、適當であるかどうか存じませんが、先生よく御存じのように、ワクチン等の研究過程におきましてか。

だいま薬務局長からもお話し申し上げました通り、二十六年、二十七年で大体研究室内の研究が終りまして、そろしてこれを実際に疫病対策の一つとして取り上げ、しかもそれによりま  
で、だいま薬務局長からも申し上げ

○政府委員(高田正巳君) 重ねての御  
原先生の御質問でございまして、お言  
葉を返す上で、繊細でござりますが、  
薬剤師が立ち会つておったかどうかと  
いうことにつきましては、実情をつま  
びらかにいたしませんが、すべて新し

○政府委員(山口正義君) 製造に当りました者の個々の氏名は今ここで承知いたしませんで、後刻資料としてお届け申し上げたいと存じます。

○榎原亨君 私は法律のことはよく知りませんが、こういう予防注射液を作るのでやはり薬剤師がなさるといふことであるのではないですか、いかがでしょうか。薬事法によりますと、そういうことではございませんんでしょ  
うか。

○政府委員(高田正巳君) お答えいたしました。薬事法上医薬品の製造をいたしました。

○政府委員(高田正巳君) 法律の問題についての御質問でござりまするが、この新しい医薬品を許可いたします場合には、治験例を必要とするものと治験例を必要とせざるものとがござります。それでワクチン等は治験例を必要とするものでございます。それで研究をいたされまして、そうして研究室の中でこれがいいということになりますても、治験のデータといふものがそろいませんと医薬品としては認めないのをござります。かようなわけ合いでいろいろその間に、研究の過程におきま

て、それが一つの医薬品として公認をされ、そうしてそれが予防接種法なりなんなりによって国民にさされるという段階に至りますまでにはいろいろな過程があるように私も承知をいたしております。今回の問題も、先ほど公衆衛生局長からお話をございましたように、二十六年、七年は研究室の中の研究の段階であり、二十八年、九年と希望者に接種をして、実際のフィールドのあれをやつてみると、いう段階であつたわけでありまして、この点は葬事法の外にはありますけれども、すべて

ましたような効果を得るといふようないまこと、片方で民主的にできるといふことでございます。それで、その数が一千、一千ならばいいけれども、こんなにたくさんものと、いふお話をございまして、ただこれは予防接種といふうなソクチンによる防疫対策、防疫対策結果といふものの判定の、判定と申し上げては簡単があるかもしれません、予防効果を見るといふ点では、數によらずから、いろいろ御意見があるかと思いますが、私どもいたしましては、この十万ないし十五万程度までは、この十万ないし十五万程度

い医薬品が出て参ります段階におきまして、たゞ、そこには他の抗生物質等に例をとつてみましても、新しいものがメーカーなり、あるいはメーカー以外の大学の教室なり、いろいろなところで研究をされました場合に、それがある程度動物実験その他でこれは非常にいいと、大丈夫だといふふうなことが確認された時におきまして、これをそれぞれ医療機関に試験的にお使いを願いまして、そうして臨床的にこれを用いてみるとどうふうなことは幾らも行われておるこ

○櫛原亨君 そういたしますと、このワクチンを作るには薬剤師が管理いたしておらなければならぬのであります。が、その薬剤師のお名前を一つお知らせ願いたい。今わからなければ、この次までよろしい。

○政府委員(高田正巳君) 取調べましてお答え申し上げます。なおつけ加えて申し上げておきますが、この今回問題を起しましたワクチンは、薬事法上の外に実はある問題でございまして、実際問題としましては、研究をなさつておられます専門の諸先生方がそれぞの製造所の設備なりなんなりを借りて、先生方の責任のもとにお作りになつておるという恰好になつておるのであります。そこで現実にその指導

して殺毒ワクチンはとうとうみな基準で、どういうふうに作つたらいといふことがだんだんときまつて参ります。そいたしますと、ワクチンの場合におきましては、葬事法で許可をいたしまする場合には、たしか三十三条だつたと思ひまするが、その殺毒ワクチンの製造基準といふものを作るのをございます。これは厚生省が作るのをございます。そいたしまして、それができて初めてそれに従つた医薬品の製造が認められる、こういう段階になるわけでござります。

○橋原亭君 そいたしますと、まだ医薬品としての基準もはつきりしない、医薬品としておきめも翻つてないものを、何万人といふ人に何年間にわたつて厚生省は注射をしておつた、薬事法違反をしておつたといふとであります、これはゆゆしき問題

○ 植原亨君 これが千人あるいは二千人というのであつたならばよろしい。ところが二十八年から十万人、十五万人という、そういう多數の人間に、まだ医薬品ともなつていらないものを、また薬剤師の監督にも置かないものを、研究室の中でただ作つたものを注射して、これは療癒がなおるのだといふことで、厚生省が大手をふつてやつておられたなどといふことの責任は重大だと思う。これは明らかに薬事法の違反だと思うのですが、山口衛生局長いかがですか。

○ 政府委員(山口正義君) ただいま植原先生の御指摘の点、これはたびたび繰り返して申し上げます通り、またた

○櫛原亭着 私の言ひますのは、おわりにならないかどうかわかりませんが、すでに実験を終つて、これは有効であるから、絶対無害なものであるから、これは瘦弱の予防ができるといふのなら、医薬品として薬剤師の立ち会いのものとに製造をはつきり薬品としてされるのならない。それが数年にわたつて薬剤師の立ち会いもなければ、ただ研究室で作ったものを薬事法に違反して、何千人も何万人もとう人に使っておられるということについて、私は何といたしましても、薬事法違反だと思いますが、あなたたちはつきり認めになつたらいかがですか。法律にはつきり書いてあるぢやないか。

とでござります。それでいたしましては、あくまでもその場合におきましては、あくまでもそれはお願いをしますする方の側と、それを使って、これを医療に用いられる先生方の側との御責任において、その問題を研究過程として御処理願つておるわけでございます。

○柳原寧君 そういたしますると、今おっしゃいますような実験的過程におきますものを、昭和二十八年に十万人実験をいたしておる、昭和二十九年に十五万人、今度は村山のあそこで実験をされたのですか。あれはその臨床例を集めるために村山の学童に注射され、実験をされたのですか。今の薬務局長のお話だと、まだデータが集まつてないから実験をしたと言つておられる。昭和二十八年に十万人、昭和二十九年に十五万人、今度は村山の何千人といふ学童にまたデータを集めるため

○ 植原亨君 これが千人あるいは二千人というのであつたならばよろしい。ところが二十八年から十万人、十五万人という、そういう多數の人間に、まだ医薬品ともなつていらないものを、また薬剤師の監督にも置かないものを、研究室の中でただ作つたものを注射して、これは療癒がなおるのだといふことで、厚生省が大手をふつてやつておられたなどといふことの責任は重大だと思う。これは明らかに薬事法の違反だと思うのですが、山口衛生局長いかがですか。

○ 政府委員(山口正義君) ただいま植原先生の御指摘の点、これはたびたび繰り返して申し上げます通り、またた

○櫛原亭着 私の言ひますのは、おわりにならないかどうかわかりませんが、すでに実験を終つて、これは有効であるから、絶対無害なものであるから、これは瘦弱の予防ができるといふのなら、医薬品として薬剤師の立ち会いのものとに製造をはつきり薬品としてされるのならない。それが数年にわたつて薬剤師の立ち会いもなければ、ただ研究室で作ったものを薬事法に違反して、何千人も何万人もとう人に使っておられるということについて、私は何といたしましても、薬事法違反だと思いますが、あなたたちはつきり認めになつたらいかがですか。法律にはつきり書いてあるぢやないか。

とでござります。それでいたしましては、あくまでもその場合におきましては、あくまでもそれはお願いをしますする方の側と、それを使って、これを医療に用いられる先生方の側との御責任において、その問題を研究過程として御処理願つておるわけでございます。

○柳原寧君 そういたしますると、今おっしゃいますような実験的過程におきますものを、昭和二十八年に十万人実験をいたしておる、昭和二十九年に十五万人、今度は村山のあそこで実験をされたのですか。あれはその臨床例を集めるために村山の学童に注射され、実験をされたのですか。今の薬務局長のお話だと、まだデータが集まつてないから実験をしたと言つておられる。昭和二十八年に十万人、昭和二十九年に十五万人、今度は村山の何千人といふ学童にまたデータを集めるため

に、墓事法にもきめてない医薬品を薬剤師の許可、薬剤師の監督のもとにおいて行われなければならないものに觸りましても、薬剤師も置かずに、研究して作ったものを、それを実験的に子供に多数やつておられる。昭和二十八年に十万人、昭和二十九年に十五万人、全部それらの多数の人を実験に供されておるわけですね、今のお話です。

いうふうな、もしさような言葉を使つておりますれば、この際取り消しをさせていただきたいと思います。なお私が先ほど御説明を申し上げたのは、今回的事例をさして申し上げたのではなくので、薬事法の違反ではないかといふうな法律問題として楠原先生の方から御提示がございましたので、薬事法の一般的な扱い方というふうなものにつきまして、他の例等をあげて御説明を申し上げたような次第でございまます。その辺は御了承を願いたいと思いまます。

しませんが、何といたしましても、これは葬事法違反であります。従いまして次回までにはつきりした政府の御答弁を御用意を下さいまして、御答弁を願いたいと思います。

○高良とみ君　関連して。御承知の通り学童はまだ自分の生命あるいはその他を守るだけの責任者でないのであります。それが、の中から希望者をといふお話をありました。そうするとその希望というのは、そういう程度のまだ確定されていないものに對して注射をすることについては、親の承諾の印をお求めになつたかどうかということをま

それから先ほどからしばしばお叱りを受けているのでございますが、今回のワクチンは、予防接種、薬事法の外にあるというふうに薬務局長からお答え申し上げているわけでございますが、これを実施に移します場合に、先ほどから申し上げましたように二十六年、二十七年でもう心配ないという大体の見当はついたわけでございますが、しかしながらお急ぎを入れる必要はこれは当然あるわけでございまして、予防接種法に基きまして、予防接種をいたします場合には、薬事法に基きます国家検定をいたしておるわけでございまして、言葉をかえますれば、国家検定にですが、この赤痢のワクチンにつきましても、国家検定と同じ方法によりまして、言葉をかえますれば、国家検定に準ずるという言葉になるかと思いますが、安全試験、力価試験、雑菌試験、それから物理化学的な試験といふものを実施いたしまして、これを従来やつて参ったわけでございます。従いまして二十八年、二十九年相当実施いたしましたので、先ほどから神原先生にお叱りを受けているわけでございますが、これらの経緯において、今まで今回のような事態がなかつたので、今回こういう事態が起つたということに対しましては、まことに申しわけないと思つておるのでございますが、その原因がどこにあつたかということにつきましては、今それぞれの専門家に集まつて検討してもらつておるわけでござります。

○高良とみ君 今の御答弁の中に、希望者にした、しかも学校当局もこれに参加しているというような場合には、それはその希望者というのは、ちゃんと家へ持つて帰った紙に親の承諾書をお受けになつたと思うのであります。が、そのときはそれによって間違いが起つた場合は、その親も、たとえ子供の死亡その他があつた場合には、親も半分責任を持つてもらうということはちやんと予告してあるのですか。それから学校もこれを勧めた、場所を提供したというときに、やはり学校がその責任を負うということを、あなたの方は期待して親の承諾書をちゃんと責任者がとつておられるのですか。あるいはただ親の承諾書を得て、学校が全責任をおとりになるおつもりでありますか。その点も、小さな子供たちはそこまで責任を持つてもらわない限りは、生命の保証ができるわけなんですね。ことに必要でないと思う人たちもあるでございましょうが、その点どこに責任を課しておられるのでありますか。親でありますか、学校でありますか、あるいはそれともどこでありますか。

でこの保健所なり、あるいはそういうことを実施した場合の責任の所在が明らかでないということと、いまだかつて、先ほどお述べになつたよくなたくさんの責任の発生その他に対しても、何らどこに責任があるのかわからないということであると私も思うのであります。が、私どもその点を、一般的最近の公衆衛生なり、あるいは厚生省の行政のルーツなことは、これは薬事の方におきまして、あるいはいろいろなヒロボンや麻薬や、その他の普及状態から見まして、よほど引き締めていかなければならぬと思ふのです。御苦心だらうと思ひますけれども、これはよほどの決心をもつて、信賞必罰でもつて間違のあつたことははつきりなきらぬと、この悪癖はどんどんいくと思うのです。私どもは子供の口を借りて言ひますならば、子供たちがその辺で動物を殺すために買つてきた注射器が、かえつてヒロボン普及のために使われても、その辺はちつともけじめがないのでありますと、こんなふうな状態でありますと、おとなのがれわれに対する世界はおそるべき世の中だといふふうに感じてゐるわけです。たまたまここへもつてきて、こういふ集団赤痢であるとか、集団ワクチンの弊害といふようなことが出てくれば、この際はつきり責任を明らかにしていただく方が、私どもおとなのは、あるいは国会としての責任が明らかになると思ふのであります。が、その点は榎原さんの御質問に添えまして、どうぞこの次までに、こういふわけてこういふふうにしてこれが出来たので、こういふふうに処罰し、こういふふうに今後のそいう統出の弊害をとどめる方法を講

じましたたのうことを伺わないと、私も  
どうは幼き者に對して申しあげないと  
さえ思うのであります。それを希望いたしまして、私の質問を打ち切りま  
す。

○政府委員(高田正巳君) ワクチンは  
された場所はどこでありますか。  
今先ほど申し上げましたように、専門  
の先生方の御指導によりまして、場所  
としては国研、それから伝研武田、そ  
れから兵庫県の衛生研究所、さうな  
ところで作る。さよろんなところの設備  
を借りて作つて いるといふふうに承知  
しております。

しゃいましたように、全体としての厚生行政の綱紀の弛緩といふものははなはだしいものがある。こういふ問題が起るのもやはり、水道の問題にいたしましても、厚生省は水道で赤痢菌をまきながら、またこれを治療しようといふその治療の方では熱を出して、こういう醜態をする。こればかりではない。厚生行政の弛緩といふものは、たとえば言うてみますと、この間淺草でにせ薬局がチクロパン、これはあなた方は御存じだ、にせ薬局をやつていた、そうしてチクロパンをどんどん売り出していた。このチクロパンについては、早く立法化しなさいといふことをこの前の国会に申し上げた。今度の国会には何にも出ていない。そしてチクロパンを売っていたのでございますが、これは薬局の中にもいい薬局もあるし、悪い薬局もある。これは仕方がない。仕方がないが、にせ薬局がどんどんチクロパンを出してくる。これを摘発してきたのは警察です。も

しもほんとうに保健所がほんとうの力で取り締まっているなら、すぐこれがわからなければならぬ。保健所の監督といふものは、取締りといふものは全然できておらぬ。この問題については、今時間もありませんから、この次にでも私は追及いたしますが、こういうことを公然とやっているのに保健所は何にも知らぬことになつてゐる。

所長はそのまま首がつながっているといふ問題、保健所長だけの問題ではない。この食品衛生の取締りをすべき上層部の者も必ずこの責任を負って左遷せなければならぬが、一つもそれが行われておらぬじやないか。

にはさよくな方法でこれを取り締つておられます。

○柳原寧君 その今の基準が責任をもつて実行されているということをごに御言明になることができますか。

○政府委員(高田正巳君) その基準は確実に実行されているものと、私は確信を持っています。

○柳原寧君 もしも実行されておらないれば、

○政府委員(高田正巳君) 血液銀行の、採血をいたしました血液を一般に供給をいたしますする血液銀行は、これは薬事法の中で規制をいたしているわけでございます。これらの業務につきましては、先ほど申し上げました製造基準というもので取締りをいたしております。

○榎原事君 私の言いますのは、血液を売りに来た人に、この血液は、あなたはもう三回も四回も取つてあるからだめじゃないかということを、ちゃんと取り締らなければならぬじゃないですか。それを取り締っているか。何を基準として取締りをやつているのか。

○政府委員(高田正巳君) その製造基準の中に、貧血を調べて、血液の基準が、ちょっと数字は忘れましたが、これがこれ以下であつてはならない、さような血液は取つてはならない、こういうふうな基準がございまして、技術的

○政府委員(高田正巳君) 責任をとらざるを得ないと存じます。

○樺原事君 そのほか、飲食店の取締りにおきましても、初めのうちは保健所ができたとき、進駐軍がやかましく言いましたときにおきましては、金網を張つた。都内の飲食店を回つてぐらんなさい、金網を張つていないところが多いじゃないか。またバーマネントだつて、もぐりの免状を持っておらない美容師が公然として今ゴーラド・パー マやその他をやつっているじゃないか。保健所は何にも取り締つていらない。こういうことでござりますならば、われわれはこの保健所の取締り業務については、昔のように警察に移さざるを得ない。私どもは警察の方の方がよろしい。今のような無統制な、法文の上では取締りということができておるにもかかわらず、保健所においては何ら取締りをしておらぬ。こういうことならわれわれは警察にまかした方がいいです、昔のように……。これについてはわれわれ議論があるけれども、その方が早い。今のようなことで保健所が、これは大体保健所がこの治療ということに興味を持ち出したからだ。三木君がおりましたときに、保健所法を出しまさときには、治療と監督というものは、

問題でもそらだと思ふ。御用学者を集め、そりして一方的な書面に信頼してやつておる。上水道、下水道の問題、全部そらだ。厚生省は腐つてしまつた、中が……。これは国鉄に次ぐ非常なる伏魔殿だ。厚生省は何と私が申しましてもこれに答えることはできぬだろ。この監督の不行き届きをあなたはどう思つておる。はつきりした答弁を願いたい。

○政府委員(山口正義君)　ただいま榎原先生から数々の点について、保健所の不行き届きの点について御指摘を受けました。至らぬ点まことに申しわけないと存じておるのでございますが、まあ数々の点御指摘があつたのでござりますが、先ほどの保健所の性格そのものにつきましては、やはり榎原先生の御指摘の通り、保健所は治療をすべきところではなくて、保健指導をしまつた必要な衛生監視をするということが保健所の勤めであるというふうに考えておるわけでござります。保健所における治療行為につきましては、先ほど人工氣胸を例にあげて御指摘をいただいたわけでございますが、そういう点等も、保健所で治療行為を一部受け持ちましたときには、まだ人工氣胸なんか十分一般に行われ得ないといふようなこともあつてやつたのでございますが、しかし現在の事態は、そういう時代が過ぎてきつつあるのでございまして、私ども終戦後十年を経ました今日、公衆衛生行政全般にわたりまして、ただいまいろいろ再検討しているわけでございます。保健所の業務内容につきましても、今後改正していくかなればならないといふように考えるわけでございます。保健指導をいたしま

すものと、それから衛生監視をいたしましたものと、その中の職員の性格は異なるのでございます。しかし決してこれは弁解にはならないかもしれないのですが、そういうために衛生監視が不十分だということは、これは決して言いわけにはならないと思うのでござりますが、そういう面もあるのでございまして、先ほどから御指摘の、保健所における監督面の不十分なという点、私ども今後保健所の性格を検討して参ります場合に、十分御注意の点は考え方としていたいと考へてしかなければなどないと考えております。

○榎原亨君 私は質問もうこれでやめます。

○委員長(小林英三君) 榎原君に御相談申し上げますが、あなたのこの問題に対する質疑について、最初から厚生大臣の出席を要求されておったのです。ですが、委員長も先ほどからたびたび予算委員会と連絡をとつてますが、まだ厚生大臣は答弁に立つておられますので、いかがいたしましょうか、この問題につきましては……。

○榎原亨君 これはこの問題は非常に重大であります。今日は厚生大臣がお出ましにならなくていいと思ひます。事務当局にいま一言お願いいたしまして、まあ大へん時間をとつて済まぬのであります。鳩山内閣ができましてから、厚生行政の面について、いろんな事故が起つておりますが、その起りました事故に対して、どういう責任者の処置をとられたかといふことを、一覽表を私は出していただ

きたいと思います。なお先ほどワクチンの、この袋の製造場所でありますところの、このいろいろの場所がありましたが、その場所については、私は直接拝見に上るつもりでありますから、一つ御案内を願いたいと思うのであります。

○有馬英二君 関連して、今回の赤痢ワクチンの製造と申しますが、この袋難は、おそらく私考えますに、ワクチンの製造の過程において、何があやまちがありはしないか、それからもう一つのこととは、ワクチン接種の際に、何らか過失がなかつたかといふことの究明、おそらくそういうことはもうすでに完明されれているかもしれません。が、やはり当委員会としても、先ほどから神原委員が数々御質問されたのであります。が、当委員会として、そのワクチンの製造に当つた技術者をここへ呼んでいただきまして、どういう工合にして製造したかといふことを明らかにすること、それからなお接種をどういう人たちが接種しましたか。あるいは看護婦がしたのかもしれません。接種の状態をよく私は聞かなくちゃならぬと思いますが、責任者をここへ呼んでいただきまして、参考人として呼んでいただけて、そうして明らかに、ここで一つ詳細を御発表願いたい、かよう思ひます。

○委員長（小林英三君） なお今有馬委員からお聞きの通りの御意見があつたのですが、有馬委員のおっしゃるようですが、参考人をこの次に一つ……。

○山下義信君 私ちよつと中座して、その後の榎原委員の提起された問題が、あとどういうふうにして展開されたか存じませんので、今の有馬委員の御希望はここで承わつたのであります。が、与党議員からもそういう御意見が出たのでありますから、異議の申し立てはないのですが、私は非常に重大だと思うのですね。それでこれほども関連して、厚生大臣に聞いてみなくちゃならぬ点が多くあるので、それで質問も保留せられてあるようでありますから、今日で済むわけじゃない……。厚生大臣は今日来ないのであります。

○委員長（小林英三君） 今日何回も折衝しているのですが……。

○山下義信君 時間もありませんから、今日はこの程度にして、今有馬委員の提起された参考人を呼ぶとか、どうとかということも引つくるめて、今後の運営の、運び方をどうするかということを、ちょうど幸いこのあとで理事会が開かれるのですから、理事会で一つ検討させていただいたらどうかと思うのです。その上でこの問題の今後の進め方をきめることにしたらどうかと思ひますから、私、議事進行の意見を出します。

○委員長（小林英三君） それでは、本問題に対する本日の質疑はこの程度にいたしまして、残余は次の機会に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林英三君） なお有馬委員から申し出の参考人招致の問題につきまして、散会後理事会を聞きまして、いろいろ日程その他相談いたしました。いと存りますから、それらの問題も理事会に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林英三君） 御異議がないようございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

許」を「歯科衛生婦免許」に改める。

第五条第二号中「業務」の下に「(歯科診療の補助の業務を含む。)」を加える。

第六条並びに第七条第一項及び第

二項中「歯科衛生士爵」を「歯科衛生婦爵」に改める。

第七条第二項中「歯科衛生士免許証」を「歯科衛生婦免許証」に改め

る。

第八条第二項中「業務」の下に「(歯科診療の補助の業務を含む。)」を加える。

第九条中「歯科衛生士籍」を「歯科衛生婦籍」に改める。

第十一条第三項中「歯科医師國家試験委員」を「歯科医師試験審議会の委員」に改める。

第十二条第一号及び第三号中「歯科衛生士学校」を「歯科衛生婦学校」と、同条第二号中「歯科衛生士養成所」を「歯科衛生婦養成所」に、同条第三号中「歯科衛生士免許」を「歯科衛生婦免許」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 歯科医師試験審議会に、同条第二号中「歯科衛生士養成所」を「歯科衛生婦養成所」に、同

条第三号中「歯科衛生士免許」を「歯科衛生婦免許」に改める。

科衛生士の他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて矯正を保持し不正の行為がないようにしなければならない。

第十二条の三 試験に関する不正の行為があつた場合には、その不正の行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第七部 社会労働委員会会議録第十号 昭和三十年五月二十七日 参議院

第十三条中「第二条」を「第一条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 歯科衛生婦は、歯科診療の補助をなすに當つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十六条を次のように改める。

は、それぞれこの法律による改正後<sup>う</sup>の歯科衛生婦法(以下「新法」という。)の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

第十三条第一項に規定による歯科衛生士試験に合格した者は、新法第三条の規定にかかるらず、歯科衛生婦免許を受けることができる。

3 旧法の規定による歯科衛生士試験に合格した者は、新法第三条の規定にかかるらず、歯科衛生婦免許を受けることができる。

4 旧法第十二条の規定に該当する者は、新法第十二条の規定にかかるらず、歯科衛生婦試験を受けることができる。

5 新法第八条第二項の規定は、歯科衛生婦が歯科診療の補助に關することができる。

6 この法律の施行前歯科衛生士である間に歯科診療の補助に關し保健婦産婦看護婦法第三十一条第一項又は第三十二条の違反行為をした者の处罚については、その者がその間に歯科診療の補助に關し同法第三十七条本文に規定する行為をしたものである場合に限り、この法律の施行後も、なお既前に該当の第一項の規定による。ただし、同法第三十七条本文に規定する行為をするに際して主治の歯科医師又は医師の指示を受けたものであるとき、又は

7 前項の場合においては、その行為は、同項の規定にかかるらず、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金とする。

8 厚生省設置法(昭和二十四年法)

律百五十一号の一部を次のよう改訂する。

第五条第三十九号及び第十条第三号中「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

5 第二項を同条第四項として、

6 第二項を同条第三項として、

7 第二項を同条第三項として、

8 第二項を同条第三項として、

9 第二項を同条第三項として、

10 第二項を同条第三項として、

11 第二項を同条第三項として、

12 第二項を同条第三項として、

13 第二項を同条第三項として、

14 第二項を同条第三項として、

15 第二項を同条第三項として、

16 第二項を同条第三項として、

17 第二項を同条第三項として、

18 第二項を同条第三項として、

19 第二項を同条第三項として、

20 第二項を同条第三項として、

21 第二項を同条第三項として、

22 第二項を同条第三項として、

年十二月八日以後、戦地における勤務」を「昭和十二年七月七日以後、事變地又は戦地における勤務」に、

同条第二項中「又は疾病はかかつたときは」を「又は疾病にかかつた場合は、厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかつたものと同様することを相当と認めたときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

4 第四条第三項を同条第四項として、

5 第二項を同条第三項として、

6 第二項を同条第三項として、

7 第二項を同条第三項として、

8 第二項を同条第三項として、

9 第二項を同条第三項として、

10 第二項を同条第三項として、

11 第二項を同条第三項として、

12 第二項を同条第三項として、

13 第二項を同条第三項として、

14 第二項を同条第三項として、

15 第二項を同条第三項として、

16 第二項を同条第三項として、

17 第二項を同条第三項として、

18 第二項を同条第三項として、

19 第二項を同条第三項として、

20 第二項を同条第三項として、

21 第二項を同条第三項として、

22 第二項を同条第三項として、

23 第二項を同条第三項として、

24 第二項を同条第三項として、

25 第二項を同条第三項として、

26 第二項を同条第三項として、

27 第二項を同条第三項として、

28 第二項を同条第三項として、

29 第二項を同条第三項として、

30 第二項を同条第三項として、

31 第二項を同条第三項として、

32 第二項を同条第三項として、

33 第二項を同条第三項として、

34 第二項を同条第三項として、

35 第二項を同条第三項として、

36 第二項を同条第三項として、

37 第二項を同条第三項として、

38 第二項を同条第三項として、

39 第二項を同条第三項として、

40 第二項を同条第三項として、

41 第二項を同条第三項として、

42 第二項を同条第三項として、

43 第二項を同条第三項として、

44 第二項を同条第三項として、

45 第二項を同条第三項として、

46 第二項を同条第三項として、

47 第二項を同条第三項として、

48 第二項を同条第三項として、

49 第二項を同条第三項として、

50 第二項を同条第三項として、

51 第二項を同条第三項として、

52 第二項を同条第三項として、

53 第二項を同条第三項として、

54 第二項を同条第三項として、

55 第二項を同条第三項として、

56 第二項を同条第三項として、

57 第二項を同条第三項として、

58 第二項を同条第三項として、

59 第二項を同条第三項として、

60 第二項を同条第三項として、

「前項第一号又は第三号」に改め  
る。

—

又は疾病にかかり、当該負傷又  
は疾病以外の事由により昭和二  
十七年四月一日前に死亡した軍

馬又は軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により慰給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具尾疾の状態

よつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつた者及び当該不具廃疾になつた日ににおいて日本の国籍を有しなかつたか、又はその後日本の国籍を失つた者を除く。)

第二十六条第一項中「二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日まで、二万五千二百円）」を「二万八千二百六十五円」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第一項第二号及び第三号」を「第二十三条规定第二号及び第三号」に、同条第二項中「死亡した者が死亡の当时受けるべき障害年金」を「死亡した者の死亡の当时における不具障碍の程度に応する障害年金」に改める。

第三十二条第三項を次のよう改

前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次

は、第二十六条第一項の規定に  
より算出した額から五千円を控

（政令で定める勤務を除く。）に  
ける事変又は戦争に關する勤務  
関連する負傷又は疾病

る。)以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

第三十六条までの改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則十一項及び附則第十一項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。改正後の第二十三条の規定を適用する場合には、同条第一項第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、第二条第一項第二号に掲げる者であつて公務上の負傷又は死亡が昭和二十六年十二月八日直

に生じたものの遺族については、  
「昭和三十一年十月一日」と、同条項第三号に掲げる者の遺族については、  
「昭和二十八年四月一日」

第三十五条第一項中「及び兄弟姉妹」を「兄弟姉妹及び、これらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の時當その者によつて生計を維持された者に限る。）に改める。

十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行つた

十二 前各号に掲げる者以外の遺族

第三十七条第一項中「第三項から第五項までの規定により」を「第五項から第七項までの規定の適用によ

第三十八条の二中「第三項又は第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

附  
134

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、弔慰金に関する限り、昭和二十七年四月一日から、第四条の改正規定は、弔慰金に関する限り、昭和二十七年四月一日から、遣族年金に関する限り、昭和二十八

十七年四月」とあるのは「昭和三十年十月一」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十年十月二日」とする。

後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第二十五条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」とある。又は第三十一条の規定により遺族年金の支給を受ける権利を失つた者で、昭和二十七年四月三十日に当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第四号までのいづれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻(届出)しないが事實上婚姻關係と同等の事情に入つてゐると認めらる場合を含む。)したことにより第三十一条第五号に該当し者  
四 昭和二十七年五月一日以後この法律の施行前に死亡した軍人軍屬又は軍人軍屬であつた者は、第六号に該当した者  
前項の遺族年金は、昭和三十一年十月分から支給する。  
七 この法律の施行前に死亡した軍人軍屬及び第六号に該当する者  
三十六条の規定により弔慰金の支給を受ける権利を有する者があつた場合は、改正前の第三十五条及び第三十六条の規定による場合は、べき遺族の順位については、第二十三条十五条及び第三十六条の改正規定においては、弔慰金を受け付けることとする。  
八 この法律による第三条及び第三十四条から第三十六条までの規定の改正によりこの法律の施行と同時に弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和三十年十月一日とし、改正後の第四条第二項の規定の適用により公務上負傷し、又は病にかかるものとみなされる者の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。  
九 改正後の第四条第二項の規定の適用により公務上負傷し、又は病にかかるものとみなされる者の

に改正前の第三十四条第二項の規定の適用により弔慰金を支給しておいた場合においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則第三十一条の二の規定の適用については、当該弔慰金は、改正前の第三十四条第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。（以下この項において同じ。）又は軍人軍属である者が、今次の終戦に関連する非常事態にあたり、軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、援護審査会において公務による負傷者は疾病により死亡したものと同様すべきものと認決した場合においては、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第五項から第七項までの規定による遺族年金及び弔慰金）の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十五条の三第一項の規定による扶助料の額が改定されし、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則第三十五条の三第一項の規定による扶助料を受ける権利を取得する場合には、前項の遺族年金は、支給しない。

項、第三十条第一項、第三十六条第一項、第二号、第四号及び第六号並びに  
第三十八条第三号中「昭和二十九年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、第二十九条第二号、第三十六条第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十一条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項及び第三十八条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、「と認み替えるものとする。

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法（昭和二十一年法律第百四十六号）の一部を次のよきに改正する。

失業保険法目次及び題名を次のように改める。

失業保険法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 被保険者（第六条—第十一条）

第三章 保険給付（第十五条—第二十七条）

第三章の二 福祉施設（第二十七号の二）

第四章 費用の負担（第二十八号—第三十八条）

第五章 日雇労働被保険者に関する特例（第三十九条—第四十一条の十五）

第六章 評議機関（第三十九条—第四十六条）

第七章 審査の請求、訴願及び訴訟（第四十七条—第五十二条）

第八章 雜則（第四十七条—第五十五条）

第九章 罰則（第五十三条—第五十五条）

附則

ハまでに掲げる事業」に改め、同条第二項を削る。

**第八条第一項中「第六条第一項」**

を「第六条各号」に改める。

**第九条中「第六条第一項」を「第六条各号」に、「同条同項」を「同**

条各号」に改める。

**第十条中「第六条第一項」を「第六条各号」に改め、同条**

六条に改め、同条但書中「第二号

中季節的業務に雇用される者」を

「第二号に該当する者」に改め、同条

六号中「季節的に雇用される者」を

「季節的に四箇月以内の期間を定

めて雇用される者」に改める。

**第十一條中「第六条第一項」を「第六**

三条の次に次の三條を加え

(被保険者資格喪失の確認)

第十三条の一 被保険者の資格の取

得及び喪失は、労働大臣の確認によ

る届出若しくは第十三条の四の規

定による請求により、又は職權で行うものとする。

(被保険者資格喪失の届出)

第十三条の二 第六条各号の事業主

又は第八条第一項若しくは第十三

条第一項の認可を受けた事業主

は、命令の定めるところにより、

その雇用する労働者についての被

保険者の資格の取得又は喪失に關

する事項を労働大臣に届け出なけ

ればならない。

**(確認の請求)**

第十三条の四 第六条各号の事業主

又は第八条第一項の認可を受けた

事業主に雇用され、又は雇用され

る。

第十九條中「第六条第一項」を「第六

三条の次に次の二条を加え

(被保険者資格喪失の確認)

第十三条の二 離職の日まで引き続

いていた者は、被保険者の資格の取

得又は喪失について、いつでも、

第三十三条の二第一項の規定による

確認を請求することができる。

第十四条 被保険者期間は、月を以

て計算し、各月において賃金の支

払の基礎となつた日数が十日以

上であるときは、その月は、一月

として計算し、その日数が十一日以

上未満であるときは、その月は、被

保険者期間に算入しない。

第十五条 第十三条の二の規定による被保

険者の資格の取得の確認があつた場合において、確認に係る被保険

者の資格の取得の日が、確認があ

つた日の二年前の日より前である

ときは、確認があつた日の二年前

の日より前の期間は、その者の被

保険者期間に算入しない。

第十六条 第十五条第一項を次のよう

る。被保険者が、失業した場合にお

いて、離職の日以前一年間(離職の

以前一年間に疾病又は負傷のため

引き続き百八十日以上賃金の支

払を受けることができなかつた被

保険者については、その一年間に

おいて賃金の支払を受けることが

できなかつた日数を一年に加算し

た期間)に、被保険者期間が通常

して六箇月以上であつたときは、

保険給付として、失業保険金を支

給する。

第十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第十九條の次に次の二条を加え

(被保険者資格喪失の確認)

第二十条 第十三条の二の規定による被

保険者期間に算入する被保険者

の支給に係る受給資格に係る受給

金を支給することができる日数を

給期間内に受給資格者に失業保険

金を支給することができる日数を

支給する。

第二十一条 第十三条の二の規定によ

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第二十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第三十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第四十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第五十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第六十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第七十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第八十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十四条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十五条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十六条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十七条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十八条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第九十九条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第一百条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第一百一条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第一百二条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第一百三条 第十五条第一項を次のよう

る。その離職の日の翌日」に改める。

第一百四条 第十五条第一項を次のよう



四条第一項の規定による納付すべき期限の到来した保険料又は旧法第三十四条の二第二項の規定により決定された保険料に係る追徴金については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

11 新法第三十六条の規定は、この法律の施行後に徵収する延滞金について適用する。ただし、この法律の施行前の期間に対応する部分については、なお従前の例による。

(時効に関する経過措置)

12 この法律の施行前に旧法第三十四条第一項の規定による納付すべき期限の到来した保険料に係る追徴金若しくは延滞金を徵収し、又はその還付を受ける権利及びこの法律の施行前に支給した失業保険金若しくは旧法第二十七条の規定による移転に要する費用の返還を受ける権利については、新法第四十七条の規定は、適用しない。

(従前の行為に対する罰則の適用)

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

14 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項の表目的の欄中「失業保険金の支給」の下に「その他失業保険」を加える。